

**令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる
災害に伴う被害を受けた方々への支援について**

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

北海道：69市町村

青森県：9市町村

岩手県：12市町村

宮城県：15市町

福島県：3市町

静岡県：8市町

三重県：2市

[令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害救助法の適用について【第3報】](#)

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

2025年7月31日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以上